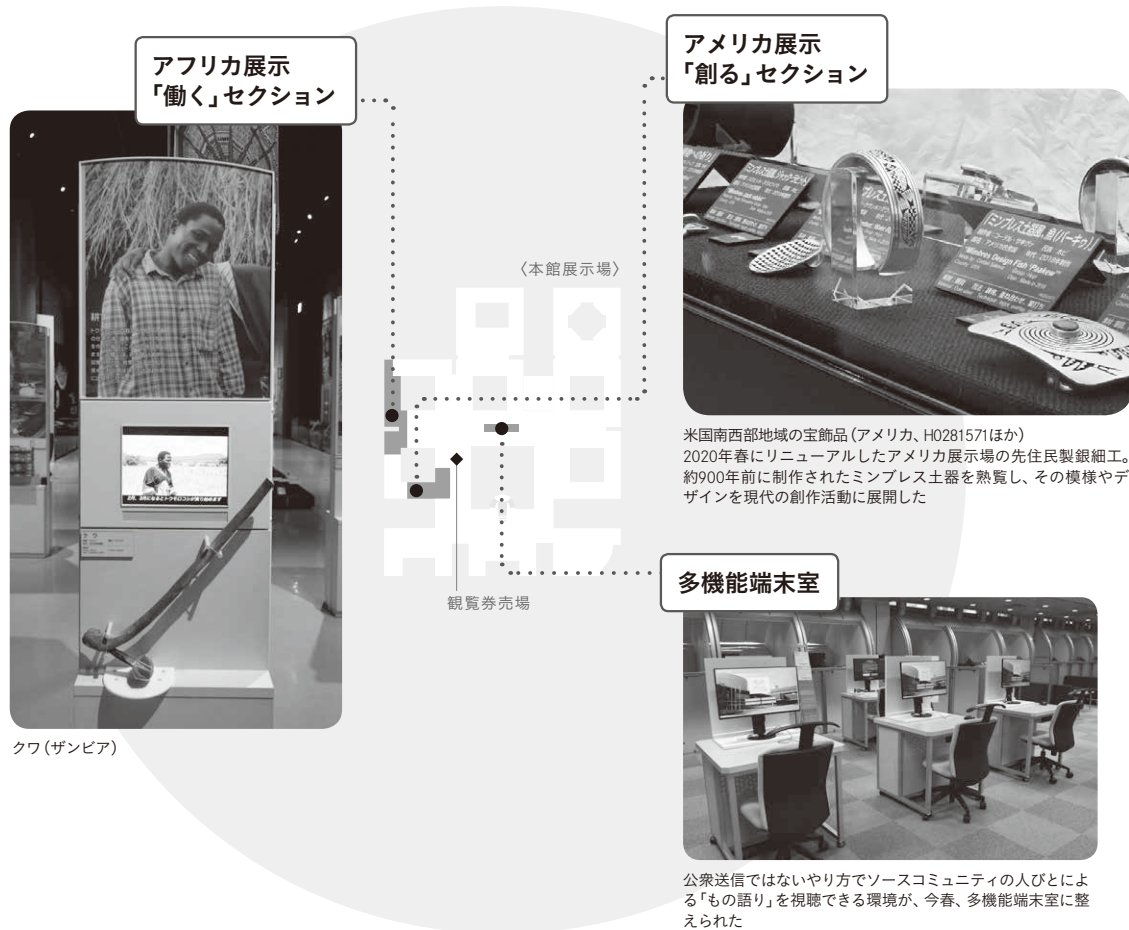


オンライン展示の条件

民博 学術資源研究開発センター 伊藤 敦規 いとう あつのり



米国南西部地域の宝飾品(アメリカ、H0281571ほか)
2020年春にリニューアルしたアメリカ展示場の先住民製銀細工。
約900年前に制作されたミンプレス土器を熟覧し、その模様やデ
ザインを現代の創作活動に展開した

公衆送信ではないやり方でソースコミュニティの人びとによ
る「もの語り」を視聴できる環境が、今春、多機能端末室に整
えられた

の画像なので、平均すれば合計約一四五万枚が公開済みということになる。

オンライン公開と著作権

ただし、各機関の公開状況は一定ではない。あえて低解像度やサムネイルサイズで提供する場合もあるし、館内公開に留める機関や、職員以外に公開しない機関も少なくない。デジタル化イコール高解像度の館外公開、と一律にいかないのは、著作権という国際ルールの影響が大きい。例えば日本では、作りの知名度や出自、作品の形態や金銭的価値によらず、「思想または感情を創作的に表現した文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの」が著作物とされる。著作権に関する国際ルールを定めた「ベルヌ条約」「万国著作権条約」「WIPO著作権条約」に従えば、条約締結国の国民が制作した著作物には「内国民待遇の原則」が適用されるため、著作権の保護期間内なら、二次的著作物の公衆送信は保護対象となる。すなわち、著作物の画像をオンライン公開する際には、制作者が日本国民でない国外著作物であっても、著作権の保護期間が終了してパブリック・ドメイン状態になった場合を除き、原著物の制作者や著作権者から利用許諾を得る必要が生じる。民博の収蔵資料の大半は日用品で、それを製作するための道具や工業製品も少なくない。しかし、ある民族集団に属する制作者個人の

思想や感情が表現されている代替不可能な著作物も多分に含まれる。制作者から直接購入した場合は口頭で許諾を得たのかもしれないが、そのことを示す文書記録の存在を確認することはほぼできなかった。著作権を専門とする複数の弁護士によれば、収蔵資料の高解像画像を著作権者の許諾を得ずに公衆送信することは、たとえ大学共同利用機関法人が非営利の研究目的でおこなったとしても、違法とみなされる可能性が非常に高いそうだ。コンプライアンスの遵守や社会的信用といった観点から、そうした運用は相当なりスクを抱えるものだと指摘された。

「再会」が生み出す「もの語り」

こうした状況に鑑み、筆者は米国南西部先住民製とされる資料の作者やその遺族を探し、利用許諾を取得する試みを始めた。新規収集の際にも著作権者の意思を書面に残り、収蔵機関としての継承に努めている。それが叶わない場合は表示サイズを小さくする、公衆送信の対象から外して公開範囲を館内に狭める、パスワード入力必須とする限定公開に切り替える、といった対応を選択的におこなっている。

振り返ってみると、国外の著作権者との「再会」は単なる事務手続きに留まらず、資料に関するさまざまなストーリーを再収集するまたとなし機会にもなっている。そのひとつ

二〇二〇年二月、米国スミソニアン協会は収蔵資料の高解像画像(二次元データ)および三次元データを無償配信する「スミソニアン・オープンアクセス」を公開した。収録画像数は約二八〇万枚におよび、今後数カ月でさらに二〇万枚を追加するらしい。目標は、収蔵総数一億五五〇〇万点の資料のデジタル化とオンライン共有である。

二〇〇〇年代後半以降、大英博物館、メトロポリタン美術館、オランダ国立民族学博物館、東京国立博物館といった研究機関を兼ねた文化施設も、民族誌資料などのデジタル画像の公開を始めた。「ヨーロッパ」や「ジャバサンチ」のような複数機関を横断検索する仕組みにも一部は反映されている。推進の背景は、貴重な資料の記録と次世代への継承の観点に基づくデジタル化への期待、情報通信機器の個人所有化の拡大やインターネット環境の整備、ミュージアムの訪問が困難な人びとに対する利用機会の創出などで、それらが相互に関連しているのだろう。

では、民博での収蔵資料のデジタル化と公開状況はどうか。法人化した二〇〇四年から現在までの一六年間、つまり創設以来三分の一の年月をオープンアクセス事業の運用に費やしてきた。二〇二〇年三月現在、約三十五万点あるモノ資料の八割(約二十九万点)が、「標本資料目録データベース」でオンライン公開されている。一点あたり一枚から一〇枚程度

の成果が、資料の制作者の氏名や彼らが名付けた題目を、展示資料のキャプションに表示できたことである。また、民博に招聘したソースコミュニティの人びとによる収蔵資料一点一点の「もの語り」映像を、今春から本館展示場二階の多機能端末室で視聴できる環境を整えた。そこでは映像記録や高解像画像といった膨大な情報が、公衆送信を伴わないやり方で配信される。



民博3階スタジオで、ファウンダー・ロマイエスティフ作の「手首当て」(H0268577)について語るホビのジェロ・ロマベンティマさん

標題を自ら付すことや、「もの語り」は、アフリカ展示場の「働く」セクションに設置された使用者本人による道具の解説映像とある意味共通する。両者は個人の記憶と経験に基づく自文化の語りを収録したもので、文化的他者による資料分類や解説という代弁とは趣を異にするからである。資料のデジタル化とオンライン公開のための著作権処理や自文化の語りのための配慮は、収集以来途切れがちな流を促進するきっかけとなる。著作権をめぐる民族学博物館ならではの取り組みだろう。